



島根県報

令和4年3月22日（火）

号外第30号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施

（農 畜 産 課） 2

家畜伝染病予防法の規定による注射の実施

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	<p>1 松江市（旧松江市、旧八雲町、旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域に限る。）、奥出雲町（旧横田町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）及び益田市（旧美都町及び旧匹見町の区域に限る。）</p> <p>2 松江市（旧松江市、旧八雲町、旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域に限る。）、奥出雲町（旧横田町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）及び益田市（益田市種地区、旧美都町及び旧匹見町の区域に限る。）</p> <p>3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
結核検査	結核の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ症検査	ブルセラ症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	エライザ法	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウェスタンブロット法	県下全域	
豚熱検査	豚の豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域	
アフリカ豚熱検査	豚のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蝕病検査	蜜蜂の腐蝕病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ 予防注射	牛の炭疽 ^そ の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日